

お知らせ

灯油漏れにご注意ください!!

ホームタンクなどから漏れた灯油が排水や河川に流入すると、多くの生き物に悪影響を与える他、水道水や農業用水の利用ができなくなるなど住民生活に重大な影響を及ぼします。

流出してしまった灯油などの処理費用及び生じた損害賠償などは**多額**となり、その費用については**流出した本人の負担**となりますので、十分ご注意ください。

灯油の流出事故を防ぐため、次の点にご注意ください。

- ①油の移し替え中は絶対にその場を離れない
- ②燃料バルブなどの閉め忘れがないか確認する
- ③配管などの老朽化や損傷による油漏れはないか確認する
- ④ホームタンクに流出止めを設ける
- ⑤地上配管は落雪による損傷にも注意する

○**問合せ先**／住民課 住民生活係
☎ 57-2111 (内線347)

ふれあい公園パークゴルフ場 5月初旬オープン予定 開場：午前8時～午後6時

○**村内者**／

●当日券 150 円 (村内居住を証明できるものを提示)

●シーズン券 5,000 円

※オープン日については、後日、防災無線で周知します。
※シーズン券は4月から産業建設課商工観光係で受付開始します。

※印鑑・村内居住を証明できるもの・料金を持参のうえ、申請書を記載し申込みください。

○**村外者**／

●当日券 300 円

●回数券 (12枚綴り) 3,000 円

○**問合せ先**／総務課商工観光係
☎ 57-2111

お知らせ

特定疾患等患者の方々への見舞金制度について

○**見舞金**／月額3,500円

○**支給方法**／年2回(9月・3月)に対象月分をまとめて支給します。

○**対象者**／村に在住し、次の①～⑩のいずれかに該当する方

※ただし、社会福祉施設に入所している方、生活保護費を受給されている方は対象となりません。

①北海道の特定疾患治療研究事業の対象者として認められている方

②血友病の治療のために先天性代謝異常児医療給付の対象者として認められている方

③腎臓疾患による人工透析を受けている方

④ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業の対象者(肝炎治療特別促進事業を含む)として認められている方

⑤橋本病重症患者対策医療給付事業の対象者として認められている方

⑥小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者として認められている方

⑦先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象者として認められている方

⑧特定疾患治療研究事業の対象である疾患を起因とする身体障害者手帳(1級)を所持している方

⑨呼吸器機能障がいにより身体障害者手帳(3級以上)を所持し、在宅酸素療法を行っている方

⑩身体障害者手帳(2級以上)と療育手帳(A判定)の両方を所持している重度障がい者

○**手続方法**／①更新の方＝既に見舞金の支給を受けている方は、受給者証などの更新を受けた場合は新しい受給者証を住民課福祉係へ提示し、確認を受けてください。②新規の方＝対象者であることを証明する受給者証、医療券または身体障害者手帳などと印鑑、振込口座の通帳を持参のうえ、住民課福祉係へ申請してください。

○**申請・問合せ先**／住民課福祉係 ☎ 57-2111 (内線348・345)

税務係からのお知らせ

固定資産税台帳の縦覧について

4月1日～7月1日の間(土日・祝日は除く)総務課税務係の窓口で、平成27年度固定資産税にかかる土地・家屋縦覧帳簿の縦覧が行えます。

これにより、ご自分の資産を他の土地や家屋の価格と比較できますので、この機会に確認してみたいかどうか。

○**問合せ先**／総務課税務係 ☎ 57-2111 (内線312)

農業委員会からのお知らせ

農地あっせんの周知期間の変更について

これまでの農地あっせんの周知期間は、概ね1カ月としていましたが、事務処理等の迅速化を図るため今年度より基本的に**2週間**の期間といたします。

なお、期間内に譲受希望者が現れないときは、期間延長を周知いたします。

皆様にもお手数をお掛けいたしますが、ご協力をよろしく願いいたします。

○**問合せ先**／農業委員会 ☎ 57-2111 (内線434)



住宅用火災警報器を設置しましょう!

